

平成 21 年第4回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成21年5月26日 開 議 午前9時30分

日程第 1 日程第 2	末武議長	おはようございます。久元豊議員より欠席の届け出がありましたのでご報告します。ただ今の、出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成21年第4回まんのう町議会臨時会を開会いたします。 招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。 町長、栗田隆義君。
	栗田町長	みなさん、おはようございます。5月の風香り、新緑がまばゆい、一年中で一番過ごしやすい時期になりました。本日、平成21年第4回まんのう町議会臨時会を開催いたしましたところ、大変公私共にお忙しい中、議員の皆さん方にはご参集をいただきまして、ありがとうございます。本日、上程させていただいておりますのは、議案2件、発議案1件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。
	末武議長	ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。 事務局長、久留嶋一之君。
	久留嶋事務局長	ご報告申し上げます。町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案2件を受理いたしました。 次に、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく議員提出、議案1件を受理いたしました。 以上で、報告を終わります。
	末武議長	議会報告を終わります。 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において17番 加地禎君、18番 高木堅君を指名いたします。
		日程第2 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。 (なし)
	末武議長	異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第 3	末武議長	日程第 3 議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について。
日程第 4		日程第 4 議案第 2 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。
		以上の議案第 1 号、第 2 号の 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
		町長、栗田隆義君。
	栗田町長	ただ今一括上程されました、議案第 1 号、第 2 号についてご説明を申し上げます。
		議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
		昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急激な悪化に伴う民間企業の夏季一時金の大幅な減額がうかがえることに鑑み、人事院は特例措置として、平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関し、一般職員について期末手当マイナス 0.15 ヶ月、勤勉手当マイナス 0.05 ヶ月の凍結の勧告を行いました。また、香川県人事委員会においても同様な勧告がおこなわれております。このような状況を踏まえ、本町におきましても、まんのう町職員の給与に関する条例の一部の改正を行うものでございます。内容につきましては、国、県と同様であり、附則に期末手当及び勤勉手当に関する特例措置の 1 項を加え、平成 21 年 6 月末に支給する期末手当 0.15 ヶ月、勤勉手当 0.05 ヶ月を凍結するものでございます。あわせて再任用職員につきましても、期末手当及び勤勉手当をいずれも 0.05 ヶ月凍結することといたしております。施行は公布の日からでございます。
		続きまして、議案第 2 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
		人事院勧告を踏まえ、政府は内閣総理大臣等特別職国家公務員の平成 21 年 6 月期の期末手当の支給月数について暫定的に 0.15 ヶ月引き下げる決定を行っております。本町の特別職の職員で常勤のものの 6 月末の期末手当につきましても、政府の決定また人事院勧告を尊重し、まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、附則で期末手当に関する特例措置の 1 項を加え、平成 21 年 6 月に支給する期末手当を、0.15 ヶ月引き下げるものでございます。
		ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより、議案第 1 号、第 2 号の 2 議案に対しての質疑に入ります。質疑はありますか。
		2 番、小亀重喜君。
	小亀議員	はい、すみません、小亀です。まずですね、今回も人事院勧告に基づいてということになるかと思うんですが、常々考えてま

	栗田総務課長	ルティというのがですね、どれ程のペナルティがあるかというのがですね、地方交付税算定基礎と積算基準がございますので、その中にですね、今回の人事院勧告を実施しない場合の項目がですね、おそらくはないと思うんですよ、この辺はですね、また詳細の部分については私の方で調べさせていただいて、またお返事をさせていただきたいというように考えております。 それからもう1点、1, 700万程度ですね、一般会計の方から余裕といいますか、減額になって支出部分が増えると、部分を他になんか有効な使い道があるかというようなお話でございますが、町といたしましてはそういうことを考える一方、やはりその財政の歳出をできるだけ削減しようという部分もございますので、その辺のバランスを十分考えてですね、有効利用したいというふうなことは考えておりますので、今後検討したいというふうに考えております。以上でございます。 それからちょっと付け加えると、予算の組み方によりましてですね、仮に有効利用するにしてもですね、補正対応といいますかその人件費を減額補正して違う部分で増額補正という形にはなろうかと思えます。単純にこっちが減ったからこっち使うというような、そういうお金の流れは難しいと思いますので、またその時にはご相談申し上げて、またご議決お願いする場合もあるかと思えますので、その節はよろしく願います。
	末武議長 小亀議員	2番、小亀重喜君。 総務課長におかれましては丁寧なご答弁ありがとうございました。大半は納得せないかんのかなと思うんですが、1点前段に登場しました、もうしつこいんですが、県ないし国の方には非常に配慮しながらそっちへ向いていくんですが、いわゆるその、この町の中の事業所さんはあんまりちょっと今のニュアンスでも十分に調べてないというようなことだったと思います。今回も職員なりこの役場の中で言えば十分痛みを分け合ってるというふうな意識があろうかと思うんですが、やはりまだまだその、この町内の事業所さん、いわゆる住民ですね、から言うと役場はそんなに堪えてないわなと、私たちこんだけ厳しいとこでやっとなるけどそんなに減らされてないわなという意識がございます。ですからその県なり国なりを十分見ていくのもいいんですが、この地元の住民の方の経済状況がどうかというのも十分に反映しながら判断していただきたいと、まあこれ要望になります、ということで併せてお伝えしときたいと思います。答弁は結構でございますので、以上です。
	末武議長 本屋敷議員	他に質疑ありませんか。 3番、本屋敷崇君。 はい。小亀議員から適切な質問があり、僕としては運用面について1点、お伺いさせていただきたいと思います。期末手当及び勤勉手当に関する特別措置ですけども、期末手当というのは一律に出るものであって、勤勉手当というのがある種その職に対する優劣をつけれるものであると、国の方では去年の実績で、うちが2.15の時に、2.12の支給であると、総額で。平均して2.

	本屋敷議員 末武議長 藤田議員	12の支給であるというのは、それだけ職種に対して優劣をつけていると、優劣をつけることが可能であるということですが、地方自治においてはですね、大体の自治体が一律して0.75ですね、0.75を勤勉手当として出しておるんですが、やはり今、19年度から行政改革を進めていっている中でですね、給与、賞与を伴わない行政改革という面では、やっぱり片手落ちな部分があるんじゃないかと、今回給与の条例が出ましたので、ちょっと付随しましてこの0.7をですね、どうやって運用するのか、今まで通りですね一律に運用していくのか、それともですね優秀者、まあ人事院の方でいけば優秀な者、普通な者、それ以下の者という大体3段階ぐらいでしとんですけれども、そういう運用していくつもりかどうかと言うのをちょっと町長にお聞きさしていたきたいなと思います。 はい、藤田昌大君。 はい。すみません。勤勉手当でちょっと質問しようと思っておったんですが。今、本屋敷議員が言ったみたいですね、勤勉手当について色んな、これからですね問題が生じて来ようと思うんで、私の立場として一応あんまり差別をつけないうんが原則なんでありますけれども、やはり行政改革して行きながらですね、職員をそれぞれ査定しとると思うんですわね。その辺について、やっぱりその勤勉手当の中にどう反映していくのか、民間企業だったら当然やってる状況なんですよ。そして、私が元おった郵便局にもそういういったことがなされてます。そういう部分でですね、勤勉手当に対する考え方をですね、どう思とんかということですね、まずそれと本屋敷議員の質問に関連してですね、やっぱりあの導入はこれせなしょうがないなという時期に来ていると思うんですよ。ただ、その行政改革していきながら、ぜんぜん反映されてない、その辺がですね一番議論ばかりしよるやないかと、なんちゃ関係ないやないかいう部分がありますので、その辺の基本的な考え方をちょっとお聞きしたいなと思うんです。 それともう1つ、人事院勧告についてなんですけれども、これについてはたぶん1千名以上の事業所から100名以下の、100名の事業所にですね、査定基準が変わったと思うんですよ。それ今、まんのう町内にあるんかないんかいうことがですね、人事委員を作る作らん大きな問題になってくると思うんですよ。原則は1千名以上の規模でどうのこうの言うのが昔はあったんですが、今それが原則100名の規模も対象になる、それをしなさいいうことでですね、賃金下げのための要件だったと思うんですが、そういうこともなりました。そういう部分でですね、ちょっと問題広げて申し訳ないんですが、その企業があるかないかそれによってですね、人事委員会のあり方も変わってくると思うんです。市ならば当然そういった事業所がありますので、それも可能だと思いますけれども、まんのうの場合しようと思ってもできんいうのが、原則でないかなと。ですから、国、県に準じてやっていくんでなんかなと思います。その辺ちょっと答弁願います。 もう1点だけ。条例ですんで、作ったらそのまま条例がずっと生きるけど、これは日、書いたるきん生きんのですよ。この廃
--	--------------------------------------	--

藤田議員 末武議長 佐野副町長	止については、どなたの取り扱いをするんかちょっとそれだけお聞きしたいと思います。以上です。 副町長、佐野利昭君。 本屋敷議員さん、藤田議員さんから同類のご質問がございました。勤勉手当に関してでございますが、本町は今人事評価システムを導入いたしております。既に、先発でやっておる自治体も多数ございます。ご指摘のように、従前までは本町は一律支給ということで、本来この１００分の７０とかっていう数字は総枠でございまして、それを何ばかに分割して、マイナス部分をプラス部分に補填するというふうな形でやっていくのが勤務評価、そして勤勉手当と思っておりますので、今後はそういうふうな部分を導入しなければならないというふうに思っておりますが、現時点ではできておりませんのが実態でございますので、今回この部分については、十分調査をして人事評価をどうやっていくか、事務事業評価リテラ等の中でもこれを取り入れていくというふうな方向付けはしておりますので、それを守っていきたいと思っております。 それから、藤田議員さんから言われました事業所、人事院はまんのう町は公平委員会というものは、市ではございませんのでおいておりませんから、県の人事委員会へ職員の等に関する問題につきましては委託事業としてやっております。その中で、小亀議員さんの中にもありましたけど、近隣の自治体、また近隣の事業所さんとの状況というのを把握は町単独ではやっておりません。ただ、先程ご指摘がありましたように県の方も事業所数の従業員数を減らしております。評価の中で、まんのう町もまんのう町内で働く従業員と、まんのう町外へ出て行って大半の方がサラリーマンとして他の自治体の事業所へ生活なさっておると言いますか、生活給をいただいております方が多いと思います。そういうもんも含めまして、県の人事委員会を重要視したような回答にさせていただきますので、まだまだそのような評価なり、町の把握につきましては不十分なところがありますけど、ご指摘のような部分につきましては今後とも努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 ちょっと、まあ待つて。まだやりよるけん。 ご質問の中で、今回の条例改正が附則の一項を設けとるということで、それをどういう取り扱いをするかというご質問がお二人のうち、藤田議員さんですかね。で、あったと思いますが、これは今回は特例措置ということで、６月の期末及び勤勉手当に対する内容でございます。例年８月にですね、国の人事院勧告が出ます。これがどういうふうな内容になるかは分かりませんが、今回の勧告とおそらく同様な内容がまた出てく可能性があると思われます。で、その人事院勧告を受けまして、また再度ですね、今度は本則を改正する必要があるということが、可能性がございますので、取り扱いについてはですね、今回は附則で対応して８月の人事院勧告の内容を見て改めて本則を改正するというふうになる可能性がございますので、そういうことでございます。 それと本屋敷議員さんがお話の中で、国家公務員が２．１２ヶ月というようなヶ月の具体的な数字を出されたんですけども、
--------------------------------	--

栗田総務課長	私が聞いておりますのは、総額では2. 1 5ヶ月の総額があるというふうに聞いております。で、私どもが、町が出しております資料の中でもですね、国家公務員の月数2. 1 2ヶ月というふうな表示をいたしておりますが、総支給金額ではですね、2. 1 5ヶ月に相当する支給を行っているというふうに聞いております。以上でございます。
末武議長 本屋敷議員	ちょっとまってよ。まだちょっとやりよるけん。3番、本屋敷崇くん。 総額で2. 1 5あるというような話ですが、そこはですね、総額で2. 1 5であるとしてもですね、今のお話としては一律で出すのか、事務事業に付随して出すのかと言う部分ですので、平均したらこれ2. 1 2というふうな数字では出してきとるんですけど、それはうちとしても総額では2. 1 5出てもええけれども、平均としては変えていくというのが良いんじゃないかということは一言、言わしていただきますが、今先程集中改革プランとか事務事業評価のことで副町長の方から答弁がありましたが、今現在もう3年目になります。それでですね、今なら無理であるけれども、もう3年終わってですね、あと3年確かしなければいけないはずですから、やはり集中改革プラン、事務事業評価というものがですね、昇給並びに給与にですね、付随しないというのは、やはり基本的には機能しない部分だと言ってもおかしくないんじゃないんかと思うんです。ならまあ、今は無理ですが3年たった今ですね、いつなら導入できるとお考えかということだけ、いつを目標にして導入していきたいと、いうのは聞かしていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。
末武議長 栗田総務課長	栗田昭彦君。 いわゆる人事評価制度の導入ということになると思います。国の指導ではですね、平成23年度を目処にして、自治体においても導入するよにということ聞いております。本町におきましても、国の指導を尊重してですね、23年あるいは遅くても24年程度には、現在行っておりますリテラ等を基本として導入するよに考えております。以上でございます。
末武議長 本屋敷議員	はい、3番、本屋敷崇君。 国の指導が平成23年ということですが、やはり先駆けてというのが改革であつたりですね、他町と比べてですね、まんのう町が進んでいくために必要なことではあると思いますんで、やはりまあ国が23年と言よるから23年でええがではなくてですね、1年でも早く、2年でも早くそういったことを取り入れていってですね、仕事の質向上は求めていくという部分でしていただきたいなと思いますんで、先程から総務課長、副町長と答弁でしたけれども、人事権等は最大の権限ですから、権限長である町長にその辺りはどうかということを一言お聞かせいただきたいなと思います。
末武議長 栗田町長	町長、栗田隆義君。 本屋敷議員さんの質問にお答えをいたします。今、町でもリテラ等を使いまして、人事評価等を行っております。国の指導では

	栗田町長 末武議長 三好議員	23年ということでございますが、町としてはできるだけ早く取組めるように努力をしてまいりたいと思います。 14番、三好勝利君。 私もこれに関していろいろ賛否両論あると思いますけれども、今までの流れを見てみますと、やはり御上に従わなければならないという流れは十分、分かります。例えば、わが町は賛否両論ありながら、合併がこじれて3町で合併し、スタートして3年になり、変わったのは町の名前が変わったのと、面積が大きくなったと、人口が増えただけ。後何一つ変わってないし、まだむしろ過疎に拍車をかけて学校は閉鎖され、中学校の統廃合問題とかいろいろな不合理な点が起きております。それは誰も夢見て合併したのではないと思います。皆さんご承知のとおり。かと言うて、全部一律に人事院勧告に対してやるかと、合併したとことやらないとこ、馬鹿みたいに合併したんやけど内はやらなくて良かったのと、というような話も聞いております。そういうとこ、執行長としてどのような舵取りをされるのか、あえて新しい町づくりをおらに任せと言うて選挙に打ち勝って出てきた訳ですので、我々議会もそうです。 それと、それが1点と、例えば行政の場合は、世の中が疲弊して不景気になったから仕事が減るかというのは全然、皆さんご承知のとおり職員もやはり生活かけて一生懸命頑張ってやっとなる訳なんです。一般会社においては、車が売れないからドンと利益が下がり、それだけではありません。株式投資とか他の投資、先物取引という、すべて合計においておおきな単年度で何千億という赤字が出てきておる訳ですので、我々行政の場合は例えば世の中不景気なから、お客さんがまんのう町に来るお客さんが、今まで300人来ったんが100人減って200人なったがと、そういうことは例えあるかないか、おそろくないと思います。むしろ世の中がこういうような疲弊した時に、行政がしっかりやっぱり足を踏ん張って、頑張ってやらなければ、ほんとにズルズルになってしまうと私は思うんです。そういう中で、一律にすべて何でも一律にやるんでなくして、やっぱり各地区各地区のやっぱり特徴と言うに言われん事情がある訳ですので、例えば職員においても18から22、3から就職してますわね。一応定年は早く辞めるもんもおるけど一応60まで定年となった場合に、学校上がって就職すれば服も買え、車も買え相当要るでしょう。ただし一番要るのは中間層の子育ての中間層が一番金が要るんですよ。それもすべて一律においてダウンというのは、やはりこの辺はもちっと人事院の方も考えていただきたいし、偉い方がたくさんおる訳ですので、定年前ぐらいになると、定年前の今居る執行部の方に失礼ですけど、まあまあ子育ても終わり、まあ早ければ孫の時代に入っておると、そういう方と第一線でほんとに幼稚園から小学校、中学校と子育て真っ最中の方の家庭的な負担と全部一律に考えておられるですけど、この点はやっぱり仕方ないと思われるのが今後何とかしてやはり合併を進めてきた訳ですので、隣の町、郡でも合併してないところはあります。そういうところも同じような比率でやっていくのか、その辺は執行長として答弁願います。
--	-------------------------------	---

	末武議長 栗田町長 末武議長 三好議員	町長、栗田隆義君。 三好議員さんのご質問にお答えをいたします。我々合併を進めてまいりまして、新しいひらがなのまんのう町として合併して、早3年がたって4年目になっております。三好議員さんご指摘のように、こんなになるんやったらもう合併せなんだら良かったがというような意見も一部にはあるようには思いますが、やはりそれぞれの3つの町の均衡のとれた発展をこれからも目指して、やっぱり合併して良かったなと思ってもらえるような町に今後とも努力をしてまいりたいと、このように思っております。 また、一律はどうかというような話もありましたが、先程もお話さしていただきましたように、人事評価におきましても今後そういうことできちんと差をつけると言いますか、それぞれの仕事に見合った給料体系にする、そういったことに関しましては今後できるだけ早い時期に実現をしてまいりたいと、このように思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。 はい、三好勝利君。 やはり厳しい選挙を戦って、新進気鋭の若手の県下で若手の執行長ですので、やっぱりその点は十分に踏まえていただいて、合併したとこもしないとも一緒に言うんでなくして、やはり何かのリスクがあって、夕べも色んな会合があって行ったんですけど、これだったらするんでなかったのという意見が10人おれば9人までがそういうような反応を持っております。非常に私は残念で、つらかったです。ただし、もうちょっと待ってくれと、今デマンドタクシーもできるし、あれもできるし、色んな策をやっと今これから実を結ぶとこで、もう少し待ってもらえんすかというような話もしました。そういうふうにならないように、せっかく合併したんですから、過疎にならないように、町長今言われた均衡のとれたような行政を進めていただくことと、やはりその職員の待遇云々にしても一番要るやっぱり子育て際のとこの年齢層を考えていただいて、我々行政は先程何回も申しますけど、会社は品物が売れないから従業員の給料が下がったと、それは分かります。我々行政の場合は、むしろお客さんが増えたら増えるか、減ったら減すかと、そういうんでなくしてやはり行政サービスと言うのは良うても悪うても常に24時間体制で行政サービスを預かって、町民の財産と生命預かっとなるポジションですので、その辺は職員も理解しとるし、執行部も理解しとるし、我々も理解してると思いますので、そういう点を今後とも町長十分に執行長として配慮していただいて、職員の士気が低下しないように、十分まんのう町はやっぱり素晴らしい行政をやっとなるのというようなことを、私は大いに期待しておりますし、それはまた町民に対する大きな付託で、今日もマスコミの方来ておられますけど、やはりこういうような論議はやっぱり書いていただく、ただ単に補正が何ぼ通ってなんぼで云々と言う2、3行ではなくして、やっぱりまんのう町素晴らしい議論しておるのと、諤諤とやっておるのと言うこともやはり私は書いてもらいたいと思います。本当に。そういうとこですので、今後とも執行長として後残されたとこわずかですけど、次は次として、ぜひともそういう点に力を配分していただいて、やっていただきたいと思っております。よろしくお
--	---	---

三好議員 末武議長 栗田町長	願います。 町長、栗田隆義君。 三好議員さんのご質問にお答えをいたします。私も残された任期1年は切りまして、限られた期間ではございますが、やはり合併したからこういうことができたんだな、合併して良かったというような町になるよう、最善の努力を残された期間、全力を挙げて取組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
末武議長 加地議員	加地。もうええんな。せっかく挙げよったんじゃ。加地禎君。 三好議員がやっておりますんで、まあ大体よう似た事でございますけれども、私ただちょっと疑問を感じることは、国なり県からですね、人事院勧告があったからそれに基づいてこれ渋々やっておるように、総務課長のご答弁のように私考えておるんですが、聞いておるんですが、それとまたもう1つは隣町の市町に右へならえして、これはやむ得ん、そういう事情でこういう事を取上げておるんだというような、私は受け取り方をしたんですが、そのように私はご答弁いただいたように、小亀議員の答弁に対してそういう答弁をせられたように私は承っておるんですが、合併して三好議員がおっしゃったように合併してもう3年になるんです。一番ネックは町の割りに職員数が多いんでしょうが、今。それが今町長も一番頭悩まされよると思うんです、ね。ほんだら職員数が多い、今まで通しておる仕事が合併して職員の頭数が多いから、7つ6つの仕事しておっても忙しい、忙しいとてやつりよんでしょが。それだったら、ひとつ職員数についてもだな、ひとつこういうことをいささかな事を取上げるんだったら職員数のことも首切るわけにもいきませんけれども、ひとつ職員を減すということも前向きで、ひとつ考えていかなければ、こういう今後問題が出てくるのではなかろうかと、と言うのは、100年に一度あるかないかのことでございますので、 (議長、・・・やろ。議案と) だまっとれ、こらっ。 (議案と関係ないでしょう。) 世界にですね、世界から日本中が非常にまあ、100年に一度あるかないかの不景気でしょう。不景気なところで民間でありますと非常に仕事がのうて困っておる、ね。そういう時代にこういうようなことは、私は町長今後こういうことについてどのように取上げて、考えておられるか一つ町長のお考え、こういうことが人事勧告があったから、これ基づいてこれをやるんだと。こういうことがなくても、もうこういう時代が不況の時代だから前もってこういうことが出なくても私はやるんだと、そういうお考えがあったのか、ないか。それを一つ聞かせていただきたい。 町長、栗田隆義君。
	末武議長

	栗田町長	加地議員さんのご質問にお答えいたします。合併してから、人口の割りに職員の数が多いんじゃないかというようなご質問でございますが、その通りでございます。しかしながら、3つの町が一緒になって、ある程度の期間の内に職員の数も減していくということでございます。今、集中改革プランで、合併してから3年後の4年目に入った適正人数におきましては、かなり前倒しの人数になっております。集中改革プランよりは、7、8名程少ないような人数で今移行しておりますが、今後ともこの職員の適正化については、一層の努力をしていきたいなと、このように考えております。 また、今回の人事院勧告によりましての措置ということでございますが、なかなか町独自で一般企業の給与の今の度合いとかいうものは、なかなか数的に我々肌では感じるわけでありましたが、例えばこんだけの規模の事業所数で、こんだけの給料カットをしとるとかいうのはなかなか町自身としては掴みにくい点もありまして、やはり国、県なりの調査に基づいて、その結果こういう勧告が出たということで、それに併して町もやって行くということでございますので、今後ともご理解賜りたいとこのように思います。
	末武議長 大西豊議員	はい、大西豊君。 今、各議員からいろいろ質問が、なり出しましたけど、私はもう一般質問を通じてこの3年間、特別職等報酬審議会を開いてくださいということで、町長も答弁では開くような可能性の言葉を発しておりましたが、今回この議案を前にして、特別職等報酬審議会を開かれたらどうかをお伺いをいたします。何故かと申しますと、今、一般質問でも質問いたしましたけど、善通寺市、丸亀市、今回新しく誕生した坂出市、また高松市、また東かがわ市におきましては、市長自ら報酬をカットし、行財政改革を取組んでおるところでありますので、今日の議案を前にしてそういうことを、審議会を行うかどうか、また二番目といたしましては、先程来、議員の質問は民間と公務員の格差があるという、総じてではないかと思えます。そういう中で、やはりそういう世論も考慮にすべきではないかと思えますので、2点についてお伺いをいたします。
	末武議長 栗田町長	町長、栗田隆義君。 今回の議案提出前に報酬審議会等が開かれたかどうかということでありますが、これはまだ開いておりません。また、特別職等につきましては、近々そういう方向で進めて行きたいなと、このように思っております。 それと二点目のご質問でございますが、公務員、我々町の職員の給与と民間の格差がありすぎるじゃあないかと、いうようなことでございますが、これも我々いろいろ感じてはおりますが、具体的にそしたらどれだけの差があるかどうかということはなかなか町独自での調査というのは非常に難しゅうございます。そういったことで、やはり国なり県なりが行った調査に基づいて、それに基づいて、いろいろな方策を決めていくということになろうかと思えますので、今後ともよろしく願いいたします。

末武議長 大西豊議員	はい、大西豊君。 私の質問に対しても同じですけど、他の議員に対しても、期日が曖昧でありましたので、できれば期日、私も先程町長が申されましたように、私も任期は来年の４月までしかありません。そういうことで、例えば、新しいまんのう町の集中改革プランは、平成１８年に合併し、１９年度より国の施策を前倒して３年間で、するようになっております。やはり、先程の総務課長の答弁では国は２３年とか４年とか言いよりましたけど、やはり私もこれ議員出てきて、執行者と対等な場いうたら唯一の議会です。そういうような中で、やはりこの任期内の内にやっぱり、早くします、早くしますでは、私も、私の公約も果たせませんので、また、住民の声もそういうこともありますので、報酬等審議会は１２月の議会まで絶対行うんだということも私は明確に答弁していただきたいと思うんですが、その件についてはどうでしょうか。
末武議長 栗田町長	町長、栗田隆義君。 大西議員さんのご質問にお答えいたします。報酬審議会につきましては、１２月議会までには必ず開会をしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。
末武議長 大西豊議員	大西豊君。 それと、もう１点、集中改革プランも行財政改革でこういう報酬等もありますけど、先程議員の質問では、今後は、副町長の答弁では今後は取り入れていくということでございましたが、ぜひ副町長にお伺いするんですが、できたらそういう議員の方々から、また、保守系、党はいうたらいきませんが、いろいろな各層の方からそういう業務評価をすべきでないかということがありましたので、ぜひ今回の報酬からそういう業務評価、勤務評価を取り入れるべきではないかと思いますが、副町長のお考えをお伺いいたします。
末武議長 佐野副町長	佐野利昭君。 大西豊議員さんのご質問にお答えいたします。先程も答弁いたしましたように、現在人事評価システムで本当に職員の意識改革をしなければならない。評価をし、勤務評定をしていくとこういうふうになりますよと、それはどういうことかというふうな研修会を町でも、国なり県なりのご紹介をいただいて、現在やっております。職員の方にもこういうことは後日行いますということを明言いたしておりますので、できるだけ早い時点で実施したいと、このように思っております。
末武議長 大西豊議員	はい、これ最後です。 できるだけ早く言うことでなくして、ある程度やっぱり我々の任期内にはしてもらわなかったら、今のいろいろ議員の質問に対する回答にはなりませんので、我々の任期中には業務評価を取り入れていただくかどうか、再度お伺いいたします。

末武議長	副町長、佐野利昭君。
佐野副町長	再質問にお答えします。できるだけ早くということでお答えいたしておりますけれど、職員の意識改革、我々の実行性を認識していただくために、できるだけ早く任期のある内にということで、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
末武議長	他に質疑ありませんか。
	(なし)
	これをもって質疑を終了いたします。
	お諮りします。ただ今議題となっております、議案第1号、第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。
	(なし)
	異議なしと認めます。よって、議案第1号、第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。
	これより、議案第1号、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論にはいります。討論はありませんか。
	7番、白川美智子君。
白川美智子 議員	7番、白川です。公務員の賃金は前年の冬と当年の夏の民間の支給の額が、調べて、8月に人事院に勧告するような仕組みになっております。これを前倒して減額するのは、初めてであります。これを無視して、減額条例を出してくるとうことは甚だしいものと思っております。これについて、やはり条例案1号については、私は反対をいたします。
末武議長	2番、小亀重喜君。
小亀議員	そしたら、原案に賛成の立場からの討論とさせていただきます。先程、質疑の中では同様の内容のことを質問した立場にあるんですが、正直言いまして、今白川議員さんが言われた通常の前例以上の急激な変化で日本の経済が冷え込んだと、それが基になっての今回の臨時勧告だと思うんです。それを勘案しまして、今回の発議につきましては、しかるべきものというふうに考えております。賛成討論とさせていただきます。
末武議長	これより、議案第1号、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
	起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。
	これより、議案第2号、まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

日程第 5	末武議長	(なし) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第 2 号、まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 5、発議第 1 号、まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。
	高木議員	まんのう町議会議員、高木堅君。 今、議題となっております、発議第 1 号、まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、私の方から代表いたしまして説明を申し上げます。 この議案は、人事院より、国家公務員の期末勤勉手当等に関する勧告がなされ、政府は閣僚会議において特別職の国家公務員についても、おおむね一般職に準じた取扱いをすることとされました。本町議会議員についても、先ほどの町特別職の改正と同様に、現下の社会経済情勢をかんがみ、勧告を尊重し、議員の期末手当について、特例措置として、本年 6 月期の期末手当を 0. 1 5 ヶ月の暫定的に引き下げていこうというものであります。特例措置ということで、条例附則に平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定の適用については、第 5 条第 2 項第 1 号中、1 0 0 分の 1 6 0 とありますが、1 0 0 分の 1 4 5 とするを加えていくもので、公布の日から施行するものであります。以上、審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
	末武議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありますか。 2 番、小亀重喜君。
	小亀議員	すみません。小亀です。ただ今提出されたお名前が、それこそ各常任委員長さんの連名になってますので、質疑を異論を唱えるところが、非常に厳しいところがあるんですが、2 点お聞かせいただきたいと思います。思い返しましたら、昨年のそれこそ 6 月議会に議員定数削減ということで、提案させていただいたことがございました。で、そのときの趣旨というのは、議席数の数、議員の数よりも、むしろその議会総体としての費用圧縮ということが非常に目的としておりました。その時は全体の決議としましては否決されまして、温存するという形になったんですが、今回まあ、激変、社会情勢が変化したとはいいいながら、今回については

	小亀議員	その給与の方で、ボーナスの方を下げるということがどうもこう意思としてはそこに齟齬が生じているような気がしますので、それについてどうお考えかというのをお願いしたいと思います。 それからもう1点が、これはボーナスになってこようかと思うんですが、通常議会の報償等を考える時に、議員、いわゆる一般的な議員と、正・副議長の差を設ける場合がございます。例えば、議員の方は5パーセントダウン、正・副議長は7パーセントダウンというようなことがございます。私が思っておるのはその逆でして、本来ほんとにもう、毎回とんでもないスケジュールの中、議長ないし副議長の方は遠方なり色んな会合に議会の顔として、出席いただいておりますので、そこで例えば一般的な議員と、正・副議長の圧縮率というか、方や5パーセント方や3.5パーセントとかいうことでの傾斜配分等を検討されることはなかったのかどうか、その2点についてお聞かせいただけたらと思います。以上です。
	末武議長 加地議員	関連な。加地禎君。 今、小亀議員が言うた意見と全く同感でございます。昨年の6月で議員定数を減すということで我々8名が、賛同いただいてやった訳でございますけれども、これ各3人が提出しておる議員、これあの我々の各選任しております各常任委員長が3人連名で出ておるんですが、こういった方がこういって議員を減すのは反対であって、こういうものについては削減するということは、やっぱりちょっと、今、小亀議員が言うたんと全く同感であります。どういってお考えしておるか、それをひとつご答弁いただいたらと思う訳です。以上です。
	末武議長 高木議員	はい、高木堅君。 私の方から、先程説明いたしました、提出者の私、黒木議員さん、大西議員さん、これ、先程、先日、議会運営委員会を開催、委員長のもとに開きまして、議員提案とすることとなったため、議員より、いや、議長より町長に臨時議会の付議事件として告示を依頼し、付議事件としての告示をされております。いろいろな観点に立って、先程、小亀議員が質問がありましたが、そういったことは、新町になってはありませんが、旧のそれぞれ各議会、まあ分かりませんが、満濃の議会においては、特別なパターンで急激に大幅な減額という措置をとったことも状況に合わせてやったこともあります。当然、そういった状況の下に各常任委員長さんもそれぞれの知識また、執権を持って委員会に臨んで、その結論でなかろうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。 議員、副議長、議長とその差額の問題ですが、前々からいろいろな角度からその議題は、かなり審議されたことがあります。まあそれはまあ、見直しの時期には見直さなくてはいかん、もういっぺん見直さなくてはいけないのではないかと思います、議運の段階ではそういったあれは今出ておりません。なお、それなりの皆さん議員各位の意見等がございまして、そういう形をとっております。今後、議運等、また全員協議会等でそういったことに関しても審議したら、前向きに審議したらいいんじゃないかと思

	高木議員 末武議長 藤田議員 末武議長 高木議員 高木議員 末武議長	ますので、その辺よろしくをお願いします。 他に質疑ありませんか。 はい、藤田昌大君。 議員の分であんまり言いたくないんでありますが、皆さんがいつも言う部分ですね、ちょっと質問、委員長に質問したいと思うんですが。僕あの、町議会そのものは独立した機関でありますので、近隣とかにそんなんに一切こだわる必要がないということ絶えず言ってます。ただ、さっきの部分でもですね、近隣どうやったかこうやったかいうんがありましたんで、今回もですね、出すに当ってやはり8市9町ですか、その中でも8市はどうでもええですから、せめて9町ですね、動きはちゃんと委員長把握されたんかいうことをですね、ちょっとお聞きしたいです。というのは、マスコミの方おいでてるいうてますので、新聞載ってますよね、今日の場合は東かがわ市載ってましたね。そういった部分でそれぞれ圧縮のですね、率が違うことも考えられるんで、ようはその分があのだっちでもいいんですからね、これはつきり言うたら。ただ、それも気にしながらも全部9町まとめる、どこにこうあれがあったんかいうんもありますけどですね。そういった近隣の9町の動向を勘案したか、しなかったのかだけちょっとお聞きしたいと思います。せめて、琴平と多度津ぐらいは。よろしくをお願いします。 高木堅君。 事実この件に関して、事務局等の方で調査等お願いした訳ですが、我がまんのう町議会は議会で十二分に議運で審議して、独立した考えを持って、この結果を出しております。以上。 他に質疑ありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。ただ今議題となっております、発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。
--	--	---

	末武議長	これより、発議第1号、まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成21年第4回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年5月26日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--